

【 Web資料 I - ③ 基本的なILO条約】

国際労働機関（ILO）は、1998年の総会で、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」を採択した。ILO加盟国は、労働における基本的原則及び権利（結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、強制労働の廃止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除）の尊重、促進、実現に向けた義務を負うとし、対応する8つの基本条約を未批准の場合でも、この原則の推進に向けて努めるべきとし、ILOはそのための支援を提供するとなった。

2022年6月に開かれた第110回ILO総会では、さらにこの中核的労働基準に安全で健康的な労働環境を含めることに関する決議が採択され、即時発効した。これを受け、中核的労働基準はそれまでの4分野8条約から、5分野10条約となった。



中核的労働基準 5分野10条約



出所：ILO駐日事務所HP (https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/WCMS_246572/lang--ja/index.htm)
(最終アクセス2024年3月25日)

各条約の内容

日本政府が批准した条約には、冒頭に★をつけた。未批准条約は斜字にした。

【結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認】

★第87号 結社の自由及び団結権保護条約（1948年）

すべての労働者及び使用者に対し、事前の許可を受けることなく、自ら選択する団体を設立し、加入する権利を定めるとともに、団体が公の機関の干渉を受けずに、自由に機能するための一連の保障を規定する。

★第98号 団結権及び団体交渉権条約（1949年）

反組合的な差別待遇からの保護、労使団体の相互干渉行為からの保護、団体交渉奨励措置を規定する。

【強制労働の禁止】

★第29号 強制労働条約（1930年）

あらゆる形態の強制労働の廃止を求める。

★第105号 強制労働廃止条約（1957年）

政治的な圧制もしくは教育の手段、政治的もしくは思想的見解の発表に対する制裁、労働力の動員、労働規律、ストライキ参加に対する政策又は差別待遇の手段として何等かの形態の強制労働を用いることを禁止する。

【児童労働の撤廃】

★第138号 最低年齢条約（1973年）

児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育修了年齢以上とするよう規定する。

★第182号 最悪の形態の児童労働条約（1999年）

奴隷労働及び類似慣行、武力紛争で使用するための強制的な徴集、並びに売春やポルノ、あらゆる不正な活動、児童の健康・安全・道徳を害するおそれのある労働における使用を含む、最悪の形態の児童労働の禁止と廃止と撤廃を確保する即時の効果的な措置を求める。

【雇用及び職業における差別の排除】

★第100号 同一報酬条約（1951年）

同一価値の労働について男女労働者に対する同一の給与及び給付を求める。

第111号 差別待遇（雇用・職業）条約（1958年）

人種、肌の色、性、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求める。

【安全で健康的な労働環境】

第155号 職業上の安全及び健康（1981年）

最も代表的な労使団体と協議して、安全、健康、作業環境に関する一貫した国の政策を策定し、実施し、定期的に再検討することを求める。

★第187号 職業上の安全及び健康促進枠組条約（2006年）

職業上の安全と健康に関する国内計画を設けて労働安全衛生を国の政策課題の上位に位置させることを通じて、予防的安全衛生文化の育成を促進すると共に、予防的な措置を通じて、より安全で、より健康な作業環境を推進する。

出所：ILO駐日事務所HP（<https://www.ilo.org/tokyo/lang--ja/index.htm>）（最終アクセス2024年3月25日）を参考にして、筆者が作成した。